

令和6年度補助金等評価表

1 補助金の概要

補 助 金 名 称	旭川まちなかマネジメント協議会負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費・事業費)					始期	H24		終期	-
予 算 事 業 名	まちなか交流賑わい創出費					(事業コード)		071105		
所 管 部 署	経 済 部		経 済 交 流 課			係	電話番号		内線5422	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	旭川まちなかマネジメント協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		旭川まちなかマネジメント協議会							
	(意図) どういう状態にしたい		中心市街地において賑わいが創出されている状態							
対象事業等の内容	・中心市街地の活性化や賑わい創出につながる事業 ・市民団体等が中心市街地において実施するイベント等の各種申請手続等に係る支援や調整等に係る事業 ・まちなか交流館の運営事業									
積算方法	事業の内容、効果及び市の財政状況等を考慮して決定									
事業量指標と過去5年間の実績	① まちなか交流館利用者数					② まちなか交流館開館日数				
	単位:人					単位:日				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	4,389	4,679	6,437	6,476	5,016	359	359	359	360	359
成果指標と過去5年間の実績	① 平和通買物公園歩行者通行量					②				
	単位:人/日					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	84,639	73,119	97,735	113,332	102,766					

2 収支状況等

単位: 千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		2,095	5,880	2,691	809	1,153
		市補助金		35,000	35,000	35,000	27,856	24,978
		商工会議所負担金		2,400	2,400	2,400	1,920	1,720
		家賃・共益費		7,117	7,595	7,161	7,090	7,107
		物販売上		3,107	3,658	3,636	2,018	0
		その他		714	611	844	1,168	0
	収入合計		50,433	55,144	51,732	40,861	34,958	
	市補助率(%)		69.4%	63.5%	67.7%	68.2%	71.5%	
	支出合計		44,553	52,453	50,923	39,708	34,958	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		5,880	2,691	809	1,153	0		
市負担額	一般財源		33,260	33,260	33,260	27,156	24,978	
	特定財源		1,740	1,740	1,740	700	0	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
		人工金額	751	767	776	783	808	
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		35,751	35,767	35,776	28,639	25,786	
受益対象者数		1	11	1	1	1		
補助金単位コスト(単位:円)		35,751,000	3,251,545	35,776,000	28,639,000	25,786,000		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもとで会計規則に基づき適切に実施されており、総会時には監査による会計処理報告を受けていることから適正に処理がなされていると判断できる。事業内容についても、補助金交付要綱との整合性が確保されている。なお、繰越金は、発生していない。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評 価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	☒ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外 ☒ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外 ☐ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ☐ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象
	(2)受益者負担	☒ 適正な負担を設定 ☒ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ☐ 上記以外
	(3)補助率の参考基準	☒ 団体 1/2以内 ☒ 個人 1/3以内 ☒ 個人等に対する利子補給 5%以内 ☐ 上記以外
	(4)見直し期間(終期設定)	☐ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ☐ 奨励目的の補助、終期を設定 ☒ 終期末設定で、補助継続4年以上
	(5)交付規程(支出根拠)	☒ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅 ☐ 上記以外
	(6)支出を証する書類の添付	☐ 実績報告時、支出証拠書類提出有 ☐ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施 ☒ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ☐ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの) ☐ 上記以外
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する) 交付先は、旭川市、旭川商工会議所、中心市街地で活動する商店街振興組合、市民団体等で構成され、負担金は中心市街地の活性化を目的とした公益性の高い事業に使われている。 (左の内容を踏まえての評価) ☒ 公益性が高い ☐ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する) 中心市街地の活性化は本市の重要施策の一つであり、交付先はその計画のソフト事業推進において中心的な役割を担っている。また、負担金を廃止した場合には、中心市街地の活性化の推進に支障を来す可能性があるため、補助金の必要性は高い。 (左の内容を踏まえての評価) ☒ 必要性が高い ☐ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する) 本市の中心市街地活性化基本計画で規定する中心市街地エリア全体の活性化を目的に活動する唯一の団体の運営費の70%程度を負担することで、中心市街地の活性化が進み、市民の来街促進に寄与している。 (左の内容を踏まえての評価) ☒ 効果が高い ☐ 効果が高いとは言えない
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。 1(4) 中心市街地エリアは本市の賑わい創出に重要なエリアであり、今後も市が積極的にその賑わいづくりと維持を支えるべきエリアであることから、負担金の終期を定めること適切ではない。

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川まちなかマネジメント協議会負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	
(2)対応年度	具体的な内容と効果
—	
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果
—	

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	活動内容や活動する人員が複数の団体間で重複していることが、事業の効率性や活動資金の適切な配分の面で課題となっている。
解決に向けた取組	関連団体・部局と連携し、団体の整理・統合について協議を進める。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	中心市街地で活動する団体の統廃合に向け、他部局との協議を進める。
外部評価		
2次評価		

結果欄: 継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補 助 金 名 称	旭川まちなかマネジメント協議会負担金
-----------	--------------------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事 業 名	旭川平和通買物公園企画委員会補助金	実 施 主 体	旭川平和通買物公園企画委員会
概 要	【構成団体】 平和通商店街振興組合、三和・緑道商店会・旭川商工会議所 【活動内容】 ・平和通買物公園の環境美化 ・平和通買物公園の賑わいづくりのための事業		
上 記 事 業 と の 統 合 の 可 能 性 (市 単 独 事 業 の 場 合)	☐ ある ☐ ない		
説 明	上記以外の団体においても活動内容や活動する人員が複数の団体間で重複していることが、事業の効率性や活動資金の適切な配分の面で課題となっている。		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
千歳市	商業等活性化事業補助金 (1) 中心商店街にぎわい創出事業 ・商店街振興組合連合会に加入している商店街振興組合及び振興会等が実施する、中心商店街の集客力を高める事業や魅力的な商店街づくりを推進する事業に要する経費を補助 ・補助上限:1,200千円 ・補助率:1/2以内 (2) 市内にぎわい創出事業 ・市内で事業を営む10者以上の事業者で構成された任意の団体等(ただし中心商店街に属しない者が半数を占めること)が実施する、地域活性化を目指し、にぎわい創出を推進する事業に要する経費を補助 ・補助上限:500千円
岩見沢市	まちなか交流活性化事業補助金 交流活性化事業 ・対象事業:情報発信やイベント開催など、まちなかの利用や交流を促進するために、交付決定日から年度末までの期間を通じて持続的に行う事業 ・補助上限:60万円～90万円 ・補助率等:3分の1～2分の1以内

注: 他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。